平成２９年（再ロ）第３７号

大阪府四條畷市岡山２丁目５番７号
再生債務者　東本成由こと　鄭　成由
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年11月28日まで
平成29年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第４１号

大阪府大阪市生野区鶴橋４丁目５番18号
再生債務者　田中　栄治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年11月28日まで
平成29年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第４９号

大阪府枚方市枚方上之町４番12号
再生債務者　髙梨　正仁
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年11月28日まで
平成29年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１１号

神戸市須磨区青葉町２丁目２番３－401号
山野方
再生債務者　吉田美佐子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月31日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第６号

埼玉県吉川市大字保666番地１　レーベンハイム吉川グランスクエア205
再生債務者　岩部　雄策
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月31日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再ロ）第３６号

大阪府高槻市上土室４丁目５番１－502号
再生債務者　岩　るみ子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２号

香川県坂出市京町２丁目７番17－２号　京町団地（住民票上の住所）香川県高松市国分寺町福家甲3153番地16
再生債務者　山家　俊哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月１日　高松地方裁判所丸亀支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月二十七日
掲載頁　一三六頁（号外第二三五号）
平成二十九年十一月十日
東京都港区六本木六丁目六番九号
（甲）株式会社オオタファインアーツ
代表取締役　大田　秀則
東京都港区六本木六丁目六番九号
（乙）ＯＦＡ合同会社
代表社員　株式会社オオタファインアーツ
職務執行者　大田　秀則

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月二十四日
掲載頁　八十九頁（号外第二三一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月二十四日
掲載頁　九十頁（号外第二三一号）
平成二十九年十一月十日
東京都中央区東日本橋二丁目二番六号
（甲）新光通販株式会社
代表取締役　那須　武之
東京都中央区東日本橋二丁目二番六号
（乙）ビー・アップル株式会社
代表取締役　髙杉　幸浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十二日
掲載頁　二九一頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　九十二頁（号外第五十五号）
平成二十九年十一月十日
新潟県上越市頸城区西福島二八番地一
（甲）信越機工株式会社
代表取締役　中島規久雄
新潟県上越市大字黒井五七五番地一
（乙）信愛産業株式会社
代表取締役　田邉　義人

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。なお、甲は、この合併に伴い商号を株式会社雪国まいたけに変更し、丙の現在の事業をそのまま承継する予定であり、合併により丙の事業に実質的な変更はございません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月三十日
掲載頁　二二三頁（号外第一四一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年八月八日
掲載頁　三十二頁（号外第一七二号）
平成二十九年十一月十日
新潟県南魚沼市余川八九番地
（甲）株式会社ＢＣＪ－２８
代表取締役　杉本　勇次
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（乙）株式会社雪国まいたけホールディングス　代表取締役　杉本　勇次
新潟県南魚沼市余川八九番地
（丙）株式会社雪国まいたけ
代表取締役　足利　厳